

## 【2017年第3号】

# 広東自貿区 外貨管理改革試行における 実施細則を発表

2018年1月19日

何 佩潔 HE PEIJIE, PEGGY

香港支店  
業務開発室

T +852-2823-6605

E PEGGY\_PJ\_HE@HK.MUFG.JP

三菱東京UFJ銀行  
The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.  
A member of MUFG, a global financial group

2018年1月2日、国家外貨管理局広東省分局より「中国(広東)自由貿易試験区広州南沙新区、珠海横琴エリア外貨管理改革試行を更に推進する実施細則を公布することに関する通知」(粵匯発[2018]1号、以下「粵1号通達」)が公布され、即日施行された。1月4日、深圳前海蛇口エリアでも同様の政策(深外管[2018]1号、以下「深1号通達」)が公布された。本稿では、その背景及び政策内容を紹介したい。

### 1. 背景

2015年4月20日、国務院より「中国(広東)自由貿易試験区総体方案」(国発[2015]18号通達)<sup>1</sup>が発表され、広東自由貿易区が正式に成立した。総体方案では改革の全体像を示しており、広東自由貿易区は「香港・マカオとの連携の重視」、「サービス貿易の更なる開放や金融政策面の協力」を特に重視している。

2015年12月末、外貨管理における改革と開放を更に推進するため、国家外貨管理局広東省分局及び深圳分局は、それぞれ「中国(広東)自由貿易試験区広州南沙新区、珠海横琴エリア外貨管理改革試行を推進する実施細則を公布することに関する通知」(粵匯発[2015]167号、以下「167号通達」)<sup>2</sup>、「中国(広東)自由貿易試験区深圳前海蛇口区における外貨管理改革試行を推進する実施細則を公布することに関する通知」(深外管[2015]69号、以下「69号通達」)を発表した。167号通達と69号通達によって、広東自由貿易区内の企業における外債自由元転、経常項目下の外貨収支手続の簡素化、人民元および外貨でのデリバティブ取引の利便化が進展した。広東自由貿易区内における金融改革の促進効果が認められ、一部政策はその後全国展開された。

今回発表された粵1号通達と深1号通達は、2015年末以降に行われた改定(他の自由貿易試験区における改定を含む)を包含し、新たに資本項目、外貨資金集中管理に関する規定を改定しており、従来の167号、69号通達を更新するものとなっている。

<sup>1</sup> 詳細は、BTMU(China)実務・制度ニュースレター136期をご参照下さい。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315043004.pdf>

<sup>2</sup> 詳細は、BTMU(China)実務・制度ニュースレター158期をご参照下さい。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/316011302.pdf>

## 2. 主な内容

今回の通達では、経常項目、資本項目、外貨資金集中運用管理、外貨市場業務を中心に新しい改革措置が示されている。従来の規定及び全国一般地域の現行制度と比較し、主な変更点を取り上げる。

項目	変更前 167号通達と69号通達	変更後 粵1号通達と深1号通達	全国一般地域の現行制度
経常項目 (貨物貿易)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 貨物貿易外貨収支における電子エビデンスの審査に関する政策なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 区内に登録、かつ営業場所が区内にある銀行は、自主的に区内企業を選択し、貨物貿易外貨収支における電子エビデンスの審査が可能 ※ 杭銀発「2017」185号通達に規定済み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 貨物貿易外貨収支における電子エビデンスの審査が可能</li> <li>■ ただし、企業は貨物貿易分類結果がA類であり、営業許可証の取得から2年以上経過していることなどの条件を満たさなければならない<sup>3</sup></li> </ul>
資本項目 (ファイナンスリース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ リースバックを行う場合、賃貸人が貸借人に設備代金を支払う際、人民元または外貨建て決済が可能。ただし、受取った外貨は元転不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ リースバックを行う場合、賃貸人が貸借人に設備代金を支払う際、人民元または外貨建て決済可能。また元転も認められる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ リースバックを行う場合、賃貸人が貸借人に設備代金を支払う際、<u>人民元決済に限定される</u></li> </ul>
外貨資金集中管理 (クロスボーダープーリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 参加要件の一つとして、前年度人民元・外貨国際収支規模は5千万米ドル超</li> <li>■ 区内金融リース会社、金融持株会社、資産管理会社が条件を満たせば申請可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 参加要件の一つとして、前年度人民元・外貨国際収支規模は5千万米ドル超</li> <li>■ 一定の要件を満たす区内金融リース会社と資産管理会社はクロスボーダー外貨プーリングを展開可能。 対象要件は下記の通り： 1、当該機構は多国籍企業と緊密性あり 2、实体经济発展を支持 3、本企业グループの主要業務を支持 4、金融リスクを防止可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 参加条件の一つとして、前年度の人民元・外貨の国際収支規模は1億米ドル超 (外貨資金集中運用管理に参加する域内メンバー企業の合算)<sup>4</sup></li> </ul>
外貨市場業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 域外機構外貨 NRA 口座に関する政策なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 域外機構外貨 NRA 口座は元転可能。ただし、元転後は国内のみでの使用に限定される。国外に振替或いは FT 口座及びその他の NRA 口座等に入金してはならない ※ 匯発「2017」3号通達に規定済み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 域外機構外貨 NRA 口座は元転不可<sup>5</sup> (登録地所在の外貨管理局の許可が必要)</li> </ul>

<sup>3</sup> 詳細は、BTMU (China) 実務・制度ニュースレター181期をご参照下さい。

[https://reports.btmuc.com/File/pdf\\_file/info003/info003\\_20161010\\_001.pdf](https://reports.btmuc.com/File/pdf_file/info003/info003_20161010_001.pdf)

<sup>4</sup> 詳細は、BTMU (China) 実務・制度ニュースレター143期をご参照下さい。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315081901.pdf>

<sup>5</sup> 詳細は、BTMU (China) 実務・制度ニュースレター191期をご参照下さい。

[https://reports.btmuc.com/File/pdf\\_file/info003/info003\\_20170208\\_001.pdf](https://reports.btmuc.com/File/pdf_file/info003/info003_20170208_001.pdf)

### 3. まとめ

広東自由貿易区において、金融サービス業の発展は重点分野である。統計データによると、2017年4月時点における、南沙エリアで新設された金融系企業は2年間で14倍に増加。2017年6月の統計では、前海エリアに登録している金融機構(含む支店)は213社、ファイナンスリース会社、ファクタリング会社、資産管理会社、ファンド会社などの金融サービス企業は54,600社に上った。その中でも、ファイナンスリース会社は全国の約1/4を占めている<sup>6</sup>。

今回の通達による外貨管理上の革新政策は、区内の金融機構と金融サービス会社のクロスボーダー決済やクロスボーダー資金調達の利便性を向上させ、広東省自由貿易区における金融業の発展と実体経済への寄与することが期待される。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。

Copyright 2018. The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Hong Kong Branch. All rights reserved.

<sup>6</sup> 深圳前海エリアにおける金融イノベーションについて  
[http://www.szqh.gov.cn/ljgh/cxqh/cxdt/201710/t20171017\\_10103776.htm](http://www.szqh.gov.cn/ljgh/cxqh/cxdt/201710/t20171017_10103776.htm)